

# 石岡台地 だより

石岡台地土地改良区  
石岡台地土地改良事業推進協議会

理事長 島田 穰 一  
会 長

茨城県石岡市貝地二丁目5番5号  
電話（代表） 0299-22-2010



水土里ネット石岡台地



国営第2揚水機場

## も く じ

- ・ 理事長挨拶、新任職員紹介 ..... P2
- ・ 令和2年度主な補助事業の実施について ..... P3
- ・ 維持管理計画書変更のお願い ..... P4.5
- ・ 通常総代会、臨時総代会について ..... P6
- ・ 新総代及び新役員について ..... P7
- ・ 令和2年度予算及び平成30年度決算について ..... P8
- ・ 賦課金について ..... P9
- ・ 組合員資格得喪通知、農地転用等について ..... P10



非常用ゲート



## いぬぐわつ

石岡台地土地改良区理事長

石岡台地土地改良事業推進協議会会長

## 島田 穰 一



組合員並びに関係機関の皆様には、日頃より石岡台地土地改良区の運営や各種事業の推進に、ご支援とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨年は台風19・20号の豪雨により管内でも甚大な被害が発生しました。

被災された方々に心から御見舞い申し上げます。

さて、今年は春先適度の雨もあり、順調に用水を行っており、ます。

次に本年3月に新型コロナウイルス感染症拡大の中、特別措置として第70回総代会が書面議決により開催されましたことを報告させていただきます。

また、4月に総代選挙が実施され80名の新総代が選出されたことを重ねてご報告いたします。

石岡台地の懸案事項である国営造成施設の更新につきまして、老朽化が進行する中、機能の劣化の激しい「水管理システム」と、漏水事故の頻発する「千代田幹線」を最優先に実施したいと考えております。

本事業を補助事業により行う

ためには、現状を反映した維持管理計画書が必要となりますが、現在石岡台地が備えている維持管理計画書は、改良区設立時のものとなっております。このため今年度維持管理計画書の変更を予定しておりますが、この認可を受けるためには全組合員の3分の2以上の同意取得が必要となりますので、皆様のご理解、ご支援を宜しくお願いいたします。

今後とも、農業用施設機能の維持強化と事務事業の合理化を進め、農業用水の安定供給を通して、地域農業の発展に努めて参りますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 新任職員紹介

## 藤枝 優 太



4月から石岡台地土地改良区管理課に配属されました藤枝です。出身は小美玉市です。

管理課は現場、組合員に一番近く、毎日新しい発見ばかりです。

これから先輩職員の知識を吸収し、組合員の方々に一日でも早く貢献できるよう精進していきますので、ご指導ご鞭撻の程よろしく願います。

## 令和2年度 主な補助事業の実施について

### (1) 基幹水利施設管理受託事業 事業費 126,000千円

電気料・整備補修費等(国営第1・2・3揚水機場)

### (2) 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型) 事業費 38,700千円

点検整備・整備補修等(支線機場、分土工付帯工)

### (3) 土地改良施設維持管理適正化事業 事業費 81,210千円

千代田幹線補修(石岡台地地区)、ポンプ設備更新(巴川流域地区第2工区(生井沢))他7地区

### (4) 県単土地改良事業 事業費 8,228千円

ポンプ設備更新(巴川沿岸第12-3地区)

### (5) 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金) 事業費 8,305千円

地区の維持管理補修・環境整備(68地区)

### (6) 農地耕作条件改善事業 事業費 5,828千円

暗渠排水工・農業用用水施設の整備(石岡市)

### (7) 県営畑地帯総合整備事業

区画整理・農道・用水施設整備(東成井西部地区・上小岩戸地区)

### (8) 県営経営体育成基盤整備事業

暗渠排水工・農業用用水施設の整備(梶無地区第1工区)

### (9) 県営ストックマネジメント事業

柴間揚水機場建屋屋根、スクリーン等整備

## 令和2年度 送水計画

1. 運転期間 令和2年4月21日～8月31日
2. 運転時間 5:00～19:00 (4月21日～6月10日)  
5:30～17:15 (6月11日～8月31日)

6月

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 |    |    |    |    |

7月

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    | 1  | 2  | 3  | 4  |
| 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |

8月

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    |    |    |    | 1  |
| 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  |
| 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 30 | 31 |    |    |    |    |    |

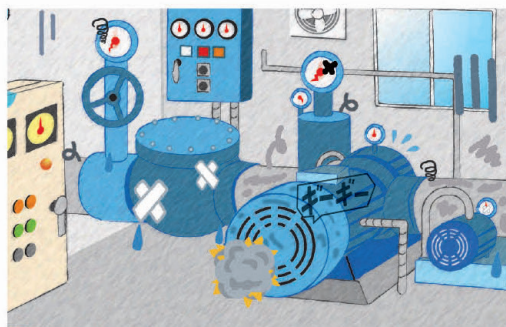
※4月～5月については送水後のため未掲載 ■ 送水日





改良区から組合員の皆様へ**重要なお知らせです**

## 維持管理計画書変更のお願い 皆様の同意が必要となります



改良区職員



古くなって故障が多い、  
修理代が大変だな…国・県に相談してみよう。

国・県の関係者



事業で補修していくには維持管理計画書の変更が  
必要です! 組合員さんの同意をもらってください。



早急に組合員さんをお願いしないと先に進めないですね。

A組合員



それは大変だな!それをしないと事業ができないんだな。



実は補修するのに同意が必要とのことなんです。  
ご協力をお願いいたします。

B組合員



わたしはもう田んぼを作っていないんだけど…  
もし同意しないとどうなるんだい?



同意が集まらないと今の賦課金では運営ができなくなってしまう  
恐れがあります! また、同意しないからといって自然脱退すること  
にはなりません。



**同意にご協力お願いいたします。**



## ご理解・ご協力をお願い申し上げます



### ■よくある質問について■

Q. 維持管理計画書変更  
に同意しない場合、  
脱退できるのですか？

A. 不同意であっても  
脱退とはなりません。



Q. 同様に不同意が多く事業が  
実施できない場合、賦課金の  
値上げに繋がったりしますか？

A. 今の賦課金では  
施設の維持や運営が  
難しくなります。

## 同意までの流れ

1

### ■8月中旬

改良区から組合員への同意通知書をご郵送させていただきます。



2

### ■8月末まで

署名押印の上、返信用封筒にてご返送をお願い致します。



3

### ■9月上旬以降

同意書の返送率が低い場合は、  
後日 直接お願いにうかがいます。



4

### ■3月下旬

総代会にて承認をいただきます。

## 維持管理計画書とは

土地改良区区域の地域現状、ポンプ、用水路施設の維持管理方法、維持管理費等を明記した土地改良法により整備が義務づけられた計画書です。



## 同意書記載の公告内容について

- ・目的 …… 国営、県営、団体営土地改良事業等によって造成された施設の維持管理を行う。
- ・地域の現状 …… 気象、利水状況（霞ヶ浦から第1揚水機場により取水し、送水管により各河川、水路へ配水している用水及び配水状況）、営農状況（市町別面積、農家戸数等）
- ・維持管理の要領 …… 施設の種類・規模及び構造、管理の方法、配水の方法・時期・用水量
- ・維持管理費 …… 事務費、電気料金、整備補修費
- ・他事業との関係 …… 国営第1,2,3揚水機場は基幹水利施設管理事業により6市1町から管理を受託する。



## 第70回通常総代会、第71回臨時総代会を開催

### 第70回通常総代会議案（議案13件、報告事項3件承認可決）

- 議案第 1 号 東成井地区一部の編入及び加入金免除の議決について  
 議案第 2 号 一般・特別会計区分変更（案）の議決について  
 議案第 3 号 会計細則一部変更（案）の承認について  
 議案第 4 号 平成30年度事業報告・財産目録及び会計（一般・特別）収入支出決算の議決について  
 議案第 5 号 令和元年度事業計画・会計（一般・特別）収入支出補正予算等専決報告の承認について  
 1. 令和元年度事業計画変更  
 2. 令和元年度一般・特別会計収入支出補正予算  
 3. 石岡台地土地改良区選挙管理者等の指名  
 4. 諸規程の新規制定並びに廃止及び一部変更等  
 (1) 臨時職員の任用等に関する規程の一部変更  
 (2) 石岡台地土地改良区就業規則の一部変更  
 議案第 6 号 令和2年度事業計画（案）の議決について  
 議案第 7 号 令和2年度一般・特別会計区費賦課徴収額及び納入期日（案）、並びに地区除外決済金算定基準（案）の議決について  
 議案第 8 号 令和2年度役員報酬額（案）の議決について  
 議案第 9 号 令和2年度総代及び役員費用弁償額（案）の議決について  
 議案第10号 令和2年度一般・特別会計収入支出予算（案）の議決について  
 議案第11号 令和2年度農業基盤整備資金借入（案）の議決について  
 議案第12号 令和2年度積立金特別会計繰替運用額（案）の議決について  
 議案第13号 令和2年度現金保管に関する金融機関指定（案）の議決について  
 報告事項第1号 維持管理計画書の変更について  
 報告事項第2号 滞納処分の執行について  
 報告事項第3号 専決処分（特別会計）の承認について

### 第71回臨時総代会議案（議案1件承認可決）

- 議案第1号 石岡台地土地改良区役員の選任案議決について



第70回通常総代会の様子



第71回臨時総代会の様子

令和2年5月20日（水）石岡台地土地改良区会議室において第71回臨時総代会を開催しました。政府の緊急事態宣言が延長され、引き続き未曾有の状況下で原則書面による議決で執り行われました。

新総代数80名中3名の出席と書面議決による出席数73名の出席をいただき、議長には、小美玉市の島田総代を選出し、石岡台地土地改良区役員の選任案議決について、同月13日（水）に執り行われました推薦会議で選出された候補者が役員として承認可決されました。

### 第71回臨時総代会

令和2年3月26日（木）石岡台地土地改良区会議室において第70回通常総代会を開催しました。政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を受けて、総代会参加者及び運営関係者の健康と安全を最優先に考慮し、開催方法を総代会出席による議決ではなく、原則書面による議決方法とし、関係各位のご理解・ご協力のもと、規模を縮小した中で執り行われました。

総代数76名中3名の出席と書面議決による出席数71名の出席をいただき、議長には、茨城町の岩瀬総代を選出し、令和2年度事業計画及び一般会計収入支出予算を含めた議案13件、報告事項3件を慎重審議の結果、承認可決されました。

### 第70回通常総代会



## 土地改良区 新総代・役員が決定される

任期満了に伴う総代選挙が、去る4月9日に行われ、次の方々が総代に就任されました。

新総代一覧(順不同)

| 市 町        | 氏 名     |
|------------|---------|
| 石岡市<br>25名 | 柏 村 通 泰 |
|            | 福 田 隆 一 |
|            | 原 田 善 之 |
|            | 小 吹 長二郎 |
|            | 高 橋 照 雄 |
|            | 岡 野 勝   |
|            | 大 塚 力   |
|            | 磯 部 進   |
|            | 藤 田 昌 宏 |
|            | 久保田 公明  |
|            | 中 島 良 雄 |
|            | 木 村 利 巳 |
|            | 鈴 木 利 男 |
|            | 大 槻 敏 夫 |
|            | 藤 浪 茂   |
|            | 武 熊 俊 夫 |
|            | 富 田 実   |
|            | 柘 植 成 男 |
|            | 比 企 実   |
|            | 永 山 繁 松 |

| 市 町               | 氏 名     |
|-------------------|---------|
| かすみ<br>がうら市<br>9名 | 安 達 忠 直 |
|                   | 加 藤 利 一 |
|                   | 山 崎 延 雄 |
|                   | 國 谷 健   |
|                   | 田 口 忠 納 |
|                   | 幕 内 英 行 |
|                   | 石 塚 宏 通 |
|                   | 外 塚 昇   |
|                   | 井 坂 明 弘 |
| 笠間市<br>7名         | 松 信 久   |
|                   | 田 崎 清   |
|                   | 坂 本 勝   |
|                   | 岡 野 逸 雄 |
|                   | 中 根 俊 明 |
|                   | 小 磯 忠 史 |
|                   | 中 林 博 文 |
|                   | 田 口 孝   |
|                   | 矢 口 泰 永 |
|                   | 友 部 要 一 |
|                   | 長谷川 一男  |

任期：令和2年4月27日から令和6年4月26日（4年間）

| 市 町         | 氏 名     |
|-------------|---------|
| 小美玉市<br>30名 | 野 村 貞 行 |
|             | 長谷川 真一  |
|             | 小田部 重雄  |
|             | 関 口 輝 門 |
|             | 西 村 公 利 |
|             | 加 藤 吉 博 |
|             | 大 和 田 努 |
|             | 篠 原 一 郎 |
|             | 宇津野庄一郎  |
|             | 倉 持 勇   |
|             | 鈴 木 伸 司 |
|             | 太 田 忠 良 |
|             | 額 賀 茂 樹 |
|             | 中 野 谷 博 |
|             | 島 田 誠 志 |
|             | 藤 本 整 司 |
|             | 柴 崎 裕 夫 |
|             | 高 野 博 行 |
|             | 大 塚 真 一 |
|             | 山 口 忠 男 |

| 市 町       | 氏 名     |
|-----------|---------|
| 小美玉市      | 中 村 一 祥 |
|           | 信 戸 正   |
|           | 長 島 正 文 |
|           | 戸 田 一 男 |
|           | 石 田 敏 行 |
|           | 田 口 忠   |
|           | 細 谷 重 男 |
|           | 重 藤 次 男 |
|           | 大 野 毅 一 |
|           | 高 崎 芳 行 |
| 茨城町<br>5名 | 中 嶋 一 弥 |
|           | 岩 瀬 惣 一 |
|           | 田 家 廣 実 |
|           | 米 川 義 信 |
|           | 菊 池 孝 次 |
| 行方市<br>2名 | 宇 津 野 稔 |
|           | 岡 田 晴 雄 |
| 鉾田市<br>2名 | 海 野 健 治 |
|           | 新 堀 隆   |
|           | 大 関 優   |

80名

任期満了に伴う役員改選が、去る5月20日に行われ、次の方々が選任されました。

新役員一覧(順不同)

| 役 員   | 氏 名       |         |    | 就任別 |
|-------|-----------|---------|----|-----|
| 理 事 長 | 島 田 穰一    | 小美玉市    | 員外 | 再任  |
| 副理事長  | 谷 島 洋 司   | 石岡市     | 員外 | 新任  |
| 理 事   | 鈴 木 行 雄   | 石岡市     | 員内 | 再任  |
| //    | 山 口 亨     | 石岡市     | 員内 | 再任  |
| //    | 石 崎 秀 夫   | 石岡市     | 員内 | 再任  |
| //    | 関 口 忠 男   | 石岡市     | 員内 | 再任  |
| //    | 大 圖 哲 雄   | 石岡市     | 員内 | 再任  |
| //    | 真 家 巖     | 石岡市     | 員内 | 新任  |
| //    | 坪 井 透     | かすみがうら市 | 員外 | 再任  |
| //    | 岡 崎 勉     | かすみがうら市 | 員内 | 再任  |
| //    | 鈴 木 一 郎   | かすみがうら市 | 員内 | 新任  |
| //    | 山 口 伸 樹   | 笠間市     | 員外 | 再任  |
| //    | 友 部 靖 雄   | 笠間市     | 員内 | 再任  |
| //    | 市 村 文 男   | 小美玉市    | 員内 | 再任  |
| //    | 大 島 光 一   | 小美玉市    | 員内 | 再任  |
| //    | 木 名 瀬 幸 吉 | 小美玉市    | 員内 | 再任  |

任期：令和2年5月31日から令和6年5月30日（4年間）

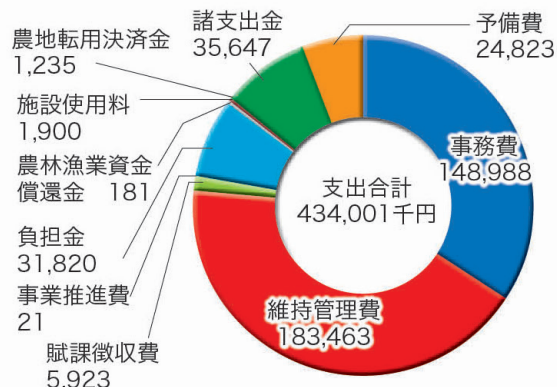
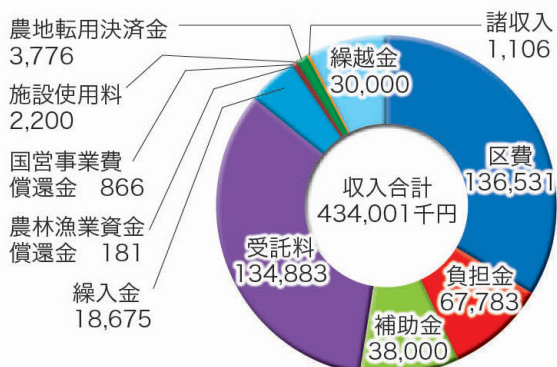
| 役 名  | 氏 名     |      |    | 就任別 |
|------|---------|------|----|-----|
| //   | 額 賀 泰 彦 | 小美玉市 | 員内 | 再任  |
| //   | 中 根 要 樹 | 小美玉市 | 員内 | 再任  |
| //   | 幡 谷 邦 雄 | 小美玉市 | 員内 | 再任  |
| //   | 橋 本 勝   | 小美玉市 | 員内 | 再任  |
| //   | 小 林 宣 夫 | 茨城町  | 員外 | 再任  |
| //   | 和 家 文 雄 | 茨城町  | 員内 | 再任  |
| //   | 鈴 木 周 也 | 行方市  | 員外 | 再任  |
| //   | 菅 谷 秀 一 | 行方市  | 員内 | 再任  |
| //   | 岸 田 一 夫 | 鉾田市  | 員外 | 再任  |
| //   | 小 泉 茂 尋 | 鉾田市  | 員内 | 再任  |
| 常務理事 | 飯 田 勤   | 石岡市  | 員外 | 再任  |

|      |         |         |    |    |
|------|---------|---------|----|----|
| 総括監事 | 荒 川 一 秀 | 小美玉市    | 員内 | 再任 |
| 監 事  | 柴 崎 茂 雄 | 石岡市     | 員外 | 再任 |
| //   | 大 野 静 夫 | 石岡市     | 員外 | 再任 |
| //   | 坂 本 頼 重 | かすみがうら市 | 員内 | 再任 |

理事 27名  
監事 4名

## 令和2年度予算及び平成30年度決算について

### 令和2年度予算 一般会計



### その他特別会計予算

(単位：千円)

| 会計名         | 予算額     |
|-------------|---------|
| 地区施設管理      | 450,182 |
| 維持管理適正化事業   | 90,558  |
| 土地改良事業      | 19,229  |
| 経営体育成基盤整備事業 | 38,674  |
| 畑地帯総合整備事業   | 19,921  |
| 積立金         | 748,569 |

#### 一般会計

経常賦課金：4,000円 / 10a 4月賦課

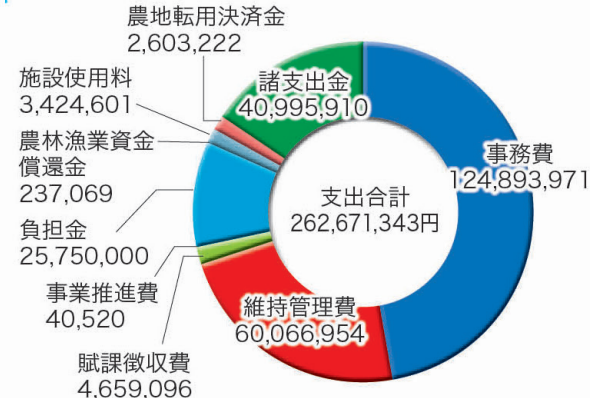
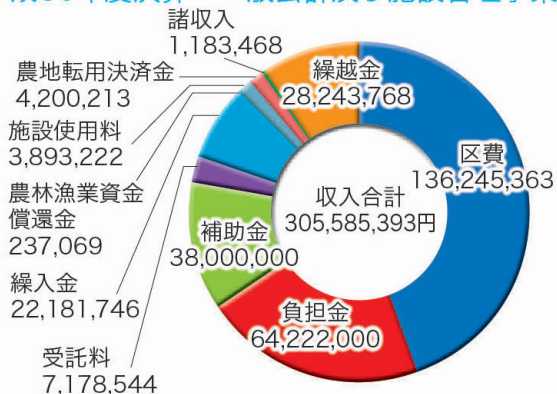
一般会計の事務費、国営基幹施設の維持管理費

※令和2年度より基幹水利施設管理受託事業特別会計及び国営事業費償還特別会計は一般会計に統合されました。

#### 地区施設管理特別会計

地区施設管理特別賦課金：各地区毎 / 10a 4月賦課  
末端地区の維持管理費

### 平成30年度決算 一般会計及び施設管理事業特別会計



### その他特別会計決算

(単位：円)

| 会計名          | 収入決算額       | 支出決算額       | 次年度繰越額      | 摘要 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|----|
| 地区施設管理       | 507,868,884 | 287,215,788 | 220,653,096 |    |
| 基幹水利施設管理受託事業 | 120,000,000 | 120,000,000 | 0           |    |
| 維持管理適正化事業    | 15,115,200  | 15,115,200  | 0           |    |
| 国営事業費償還      | 6,278,845   | 4,777,800   | 1,501,045   |    |
| 土地改良事業       | 30,014,310  | 24,928,598  | 5,085,712   |    |
| 経営体育成基盤整備事業  | 40,306,000  | 34,830,061  | 5,475,939   |    |
| 畑地帯総合整備事業    | 22,387,217  | 3,676,434   | 18,710,783  |    |
| 積立金          | 717,404,294 | 0           | 717,404,294 |    |



## 組合員の資格に異動があったときは届け出が必要です！

下記のような事由により組合員の耕作地の異動や名義変更が生じたときは、土地改良法第43条（組合員の資格得喪の通知義務）により、速やかに「組合員資格得喪通知書」をご提出ください。

- 農地の売買、贈与、交換等で名義変更したとき
- 農地を賃貸借契約または解約したとき
- 組合員が亡くなられたとき
- 農業者年金受給または老齢等により経営を移譲したとき
- 住所を変更したとき

手続きが遅れますと、異動前の情報で賦課金通知書が発行されてしまいます。

公共機関（法務局、市、町、農業委員会）で手続きが完了しても、土地改良区へ届け出をしなければ変更されません。必ず当土地改良区へ届け出してください。

なお、当土地改良区で保有する個人情報、定款第4条に規定する事業及び徴収業務の円滑な実施のために利用し、適正に管理いたします。

|     |      |      |      |        |     |
|-----|------|------|------|--------|-----|
| 理事長 | 常務理事 | 事務局長 | 総務課長 | 賦課徴収課長 | 交付書 |
|     |      |      |      |        |     |

組合員資格得喪通知書

石岡台地土地改良区 年 月 日

理事長 島田 稔 殿 干 -

現 資格者 住 所 (ふりがな) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 男 〇 女 〇

(代理人) \_\_\_\_\_ (続柄) \_\_\_\_\_

生年月日 大・細・年 月 日

電話番号 \_\_\_\_\_

個人コード \_\_\_\_\_ 注コードは改良区が記入します

干 -

新 資格者 住 所 (ふりがな) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 男 〇 女 〇

生年月日 大・細・年 月 日

電話番号 \_\_\_\_\_

個人コード \_\_\_\_\_ 注コードは改良区が記入します

組合員資格に異動が生じたので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

1. 当組合員の土地の状況

| 市町名 | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 用途 | 地積             | 代表者 | 備考 |
|-----|----|---|----|----|----|----------------|-----|----|
|     |    |   |    |    |    | m <sup>2</sup> |     |    |
|     |    |   |    |    |    | m <sup>2</sup> |     |    |
|     |    |   |    |    |    | m <sup>2</sup> |     |    |
|     |    |   |    |    |    | m <sup>2</sup> |     |    |
|     |    |   |    |    |    | m <sup>2</sup> |     |    |

2. 資格得喪の原因(該当原因に○を付けて下さい)

相続 ・ 贈与 ・ 売買 ・ 賃貸借権設定 ・ 合意解約

経営移譲 ・ その他( )

3. 原因時期: 年 月 日

【個人情報取り扱いに関する同意文】

当組合員は、この通知書に記入した個人情報(住所、氏名、生年月日、電話番号、個人コード等)を、土地改良区の業務に必要と認められる限り、利用させていただきます。また、この通知書に記入した個人情報を、第三者に提供することはありません。なお、この通知書に記入した個人情報は、土地改良区の業務に必要と認められる限り、利用させていただきます。また、この通知書に記入した個人情報は、土地改良区の業務に必要と認められる限り、利用させていただきます。

石岡台地土地改良区 TEL:0299-22-0010

※売買等により滞納賦課金のある農地を取得すると、土地改良法第42条(権利義務の承継及び決済)により、新しい権利者に納付義務が生じますので、農地を取得するときは滞納があるか、必ず土地改良区へお問い合わせください。

## 農地を転用するときは決済金の納付が必要です！

農地を農地以外に転用するときは、土地改良法第42条(権利義務の継承及び決済)により申請並びに地区除外決済金の納付(意見書交付時)が義務づけられています。

この決済金は、農地転用により土地改良区全体の農地が減少し、維持管理に必要な組合員の賦課金が増加負担にならないよう、負担の公平を図るため納めていただくものです。

公共事業用地(国・県・市町の道路用地等)として買収される場合なども、同様に地区除外決済金の納付が必要となります。公共事業により農地転用するときは、事業主体と十分に協議のうえ、必ずどちらかが申請してください。



石岡台地土地改良区 〒315-0015 茨城県石岡市貝地二丁目5番5号  
 Tel.0299-22-2010 Fax.0299-22-2019 <http://www.ishiokadaichi.jp/>  
 中央管理所(用水期間中4月21日～8月31日) 駐在  
 茨城県小美玉市中延2219 Tel.0299-58-1468

## 賦課金納入に便利な口座振替をご利用ください

現在、土地改良区賦課金と税金等の納入時期が重なっていることや、農協の支店統合などにより、窓口納入における対応時間や労力が膨大になっております。

このため、賦課金を現金納入されている組合員の皆様におかれましては、便利で手数料もかからない口座振替(自動引落)に移行いただきますよう、お願いいたします。

### ■口座振替(自動引落)の手続き

下記金融機関から口座振替ができます。口座振替には所定の申込用紙が必要となりますので、当土地改良区賦課徴収課までご連絡ください。

#### 〈石岡台地管内農協〉

◎新ひたち野農協 ◎やさと農協 ◎水郷つくば農協 ◎水戸農協 ◎常陸農協  
◎ほこた農協 ◎なめがたしおさい農協(玉造支店のみ)

#### 〈農協以外の取扱い金融機関〉

◎常陽銀行 ◎筑波銀行 ◎水戸信用金庫 ◎茨城県信用組合 ◎ゆうちょ銀行

### 賦課金は期限内に納入しましょう

賦課金を期限内に納入されませんと、期限後60日以内に「督促状」が送付され、督促手数料200円が別途徴収されます。また、未納額に対し未納日数に応じて年14.6%の延滞金が加算されますので、期限内に納入されるようお願いいたします。

督促状が送付されても納入いただけないと、さらに「催告状」が送付される場合があります、それでも納入されないときは納入の意思がないと判断し、「滞納処分(差押え)」を行うことがございます。

未納の賦課金を一括で納入できない場合は、分割納入のご相談も承りますので、必ずご連絡くださるようお願いいたします。

### 賦課金についてよくある問い合わせ

「耕作していない、転作し水を使用していないので、賦課金を納入しなくていいのでは？」等の問い合わせがありますが、賦課金は組合員の皆さんで揚排水機場や水路、農道などの施設を維持管理するための費用です。

土地改良事業実施地区にある受益農地である限り、用水を使用していなくても面積に応じてご負担いただく必要がありますので、ご理解のほどお願いいたします。